

A2 燕市訪問型サービス(独自)サービスコード表(緩和した基準によるサービス)

サービスコード		サービス内容略称		算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目									
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			941	1月につき		
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割		941単位	日割の場合		31単位	31	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス／212		(2) 1週に2回程度の場合				1,879	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割			1879単位	日割の場合		62単位	62	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3) 1週に2回を超える程度の場合				2,982	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割			2982単位	日割の場合		98単位	98	1日につき
A2	2421	訪問型独自サービス／221	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		230単位	230	1回につき		
A2	2521	訪問型独自サービス／222		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		143単位		143	
A2	2631	訪問型独自サービス／223			(二) 所要時間45分以上の場合		176単位		176	
A2	1421	訪問型独自短時間サービス／2		(3) 短時間の身体介護が中心である場合					130	130
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211							-12	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割		イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合				12単位減算	-12
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212	日割の場合					1単位減算	-1	1日につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割			(1) 1週に2回程度の場合			23単位減算	-23	1月につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213	日割の場合					1単位減算	-1	1日につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割			(1) 1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37	1月につき
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割	日割の場合					1単位減算	-1	1日につき
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／221		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222	(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2		
A2	C228	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223			(二) 所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2		
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／2	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2				
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1日につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算				
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算				
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算				
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算				
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算				
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算				
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算				200単位加算	200	1月につき	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100			
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200			
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算				50単位加算	50	月1回程度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算		1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算				
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算				
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算				
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算				
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算				
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算				
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算				
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算				
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算				
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算				
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算				
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000 加算				
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000 加算				
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000 加算				
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000 加算				